

災害公営住宅入居者への健康調査継続を求める要望書

2021年2月8日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
代表世話人 菊地 修

宮城県保険医協会

理事長 井上 博之

宮城県民主医療機関連合会

会長 宮沼 弘明

宮城県社会保障推進協議会

会長 刈田 啓史郎

東日本大震災から、来年3月で10年を迎えようとしています。

宮城県内の震災復興事業も、インフラ等のハード面の整備は完了しつつあります。しかしながら、災害公営住宅入居者のコミュニティ再構築や被災者個々の抱える生活再建に向けた個別課題への支援、子どもから高齢者までの心のケアを入り口とした生活相談や見守りなどの生活支援が、引き続き必要な状況となっています。

県は、2012年よりプレハブ仮設住宅入居者への健康調査、2015年からは災害公営住宅入居者への健康調査を行ってきました。7市町の災害公営住宅を対象にした2019年度の健康調査でも、不安や抑うつ症状を測定する指標「全般的精神健康状態（K6）」では、「強い心理的苦情を感じている」とされる13点以上は7.6%となっており、厚生労働省の19年国民生活基礎調査の平均4.3%を大きく上回っている状況が把握されています。

災害公営住宅入居者は、入居後5年程度を経過したばかりであり、高齢化の進展も相まって、今後さらに心のケアや生活支援が必要になる入居者が増加することが容易に推察されますし、とりわけ新型コロナの影響で外部からの支援がストップし、外出・交流の機会が長期間失われた状況では、災害公営住宅入居者の健康状態を把握することはなおさら重要な取り組みとなっています。

宮城県は、災害公営住宅入居者への健康調査を本年度で終了し、今後は各市町の通常の保健事業の中で支援していくとしています。

しかし、被災者への適切な支援を行っていくうえでも、被災各自自治体任せではなく、宮城県が被災自治体を後押ししながら、今後も災害公営住宅入居者の健康調査を継続し、被災者の課題を明らかにしながら、各自自治体毎の状況にあわせた支援施策を検討、実施すべきです。

国は、引き続き健康調査事業を被災者支援総合交付金対象事業としており、宮城県が来年度以降も引き続き災害公営住宅入居者を対象に健康調査を継続することを要望します。

以上